

秋田県意欲と能力のある林業経営者の登録基準

林業経営者の事業内容が次の基準を全て満たしていること。ただし、意欲と能力のある林業経営者のみ登録を希望する者は1の(1) は必須ではない。

摘要欄の「素材生産」は素材生産事業を行う経営体、「造林・保育」は造林・保育事業を専門に行う経営体が満たす必要がある項目を示す。業界団体は、森林経営管理実施権等を想定した区域において、構成する林業経営体等の計画及び実績を登録基準の対象とすることができる。

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

項目	新規	更新	適用		備考
			素材生産	造林・保育	
(1) 素材生産量の増加又は生産性の向上 (他社への請負含む)	生産量又は生産性のどちらかについて、現状から5年後に概ね2割又は3年後に概ね1割増加させる目標を有していること。 現状で生産量 5,000 m ³ /年、生産性に関し間伐 8 m ³ /人日又は主伐 11 m ³ /人日に達している場合は現状以上となる目標を有していること。	左記要件のほか、前回登録の素材生産の目標生産量又は生産性のどちらかについて7割以上達成していること。			
(1) 経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。)の面積を、現状から5年後に概ね2割又は3年後に概ね1割増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が 30ha 以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	同左			「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ・ 当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・ 当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林

					・ 5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林のいずれかとする。
(2)生産管理又は原木の流通合理化等	以下のいずれかに該当すること。 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通の合理化等に取り組んでいること。 認定森林経営プランナーが在籍していること。	同左			
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの低減等に取り組んでいること。	同左			素材生産の実態が間伐や支障木伐採のみの経営体であっても、造林・保育に取り組むこと
(4)主伐後の再造林や下刈りの実施	次のいずれかを計画を有すること。 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施 再造林後の下刈りの実施 再造林・下刈りを行わない場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施すること	左記要件の実績を有していること。ただし、自然災害等不加効力によるものであって、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。			

<p>(5) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保</p>	<p>以下のいずれかに該当すること。 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 林業技能士(1級または2級)が在籍していること。</p>	<p>同左</p>			<p>「事業実績」及び「現場従事実績等」の3年以上は連続していることを要さないものとする。</p>
<p>(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範を策定していること。</p> <p>民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p>	<p>同左</p>			
<p>(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>以下のいずれにも該当していること。 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等を受講していること。</p> <p>原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度(独自の退職金制度を含む)に加入していること。 過去3年以内に休業4日以上労働災害または死亡災害(以下「死傷災害」という。)が発生していないこと。 ただし、死傷災害が発生した場合で</p>	<p>同左</p>			<p>「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て</p>

	<p>あっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記の基準を満たしているものとする。</p>				<p>妥当な内容であり、それらが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>
(8)コンプライアンスの確保	<p>次のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 以下のいずれにも該当しないこと。 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 業務に関連して不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者(行政機関等から指導を受けたことがある場合であって、改善が認められない場合等) 国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>イ 以下のいずれにも該当すること。 民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。 個人情報の取り扱いに関する要領などを整備していること。</p>	<p>左記要件のほか、登録停止及び登録取消に該当した者は次の項目を満たすこと。</p> <p>第 10 の規定による登録が停止された場合は、別表 に定める登録停止期間が終了していること 第 12 の規定による登録が取り消された場合は、その取消の日から2年以上経過していること</p>			<p>個人情報取扱要領の作成に関しては、個人情報保護委員会のホームページを参照</p>

(9) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。			
-------------	------------------------	--	--	--

2 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

項目	登録	更新	適用		備考
			素材生産	造林・保育	
(1) 経理状況	<p>直近の事業年度において貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること</p> <p>法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと</p> <p>個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと</p> <p>経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること</p>	同左			